

世帯類型別の低所得世帯の消費水準

世帯類型別の低所得世帯の消費水準（中位所得対比）

		低所得世帯の消費水準 の中位所得対比	展開後の消費水準 の中位所得対比	（参考）平成29年検証時		
				低所得世帯の消費水準 の中位所得対比	展開手法1による消費 水準の中位所得対比	展開手法2による消費 水準の中位所得対比
夫婦子1人世帯 (勤労者)	年収階級	71%	71%	70%	67%	68%
	貯蓄加味 年収階級	62%	61%	61%	56%	51%
高齢夫婦世帯 (65歳以上)	年収階級	64%	60%	63%	56%	51%
	貯蓄加味 年収階級	60%	60%	50%	55%	57%
高齢単身世帯 (65歳以上)	年収階級	63%	62%	55%	54%	56%
	貯蓄加味 年収階級	60%	56%			
高齢夫婦世帯 (75歳以上)	年収階級	65%	58%			
	貯蓄加味 年収階級	65%	54%			
高齢単身世帯 (75歳以上)	年収階級	65%	55%			
	貯蓄加味 年収階級	65%	55%			
若年単身世帯 (65歳未満 勤労者)	年収階級	71%	65%	69%	56%	58%

※ 各世帯類型における低所得世帯の消費水準は、2019年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯類型における年収階級第1・十分位の生活扶助相当支出額。

※ 各世帯類型の展開後の消費水準は、今回の方法により算出した消費較差指数に基づき、平成29年の検証作業における展開方法と同様の方法により算出。

※ 中位所得対比は、2019年全国家計構造調査の特別集計により、生活保護を受給していると推察される世帯を除く世帯のうち、各世帯類型における年収階級第3・五分位の生活扶助相当支出額に対する率。

※ 貯蓄加味年収は、平成29年の検証作業における貯蓄加味の方法と同様の方法により算出。

※ 平成29年検証時の展開方法1は、世帯人員別較差指数として、実データによる方法による算出結果を用いる場合、展開方法2は、回帰分析による方法による算出結果を用いる場合。

【貯蓄加味年収の算出方法】

$$[\text{貯蓄加味年収}] = [\text{世帯年収}] + \frac{[\text{貯蓄現在高}] - [\text{負債現在高}]}{[\text{平均余命}]}$$

※ 今回の算出にあたっては、「平均余命」は、2021年簡易生命表による。2019年全国家計構造調査により X 歳の世帯員の余命は、簡易生命表の平均余命から $(e^{\circ}_X + e^{\circ}_{X+1})/2$ により算出し、世帯内の各世帯員の余命の平均を式中の「平均余命」とする。

【展開後の消費水準の算出方法】

$$[\text{展開後の消費水準}] = \sum_{r=1,2} \left(\frac{(\hat{K}^{(r)} * \hat{S}^{(r)} * (\sum_{j=1}^{\hat{N}} \hat{A}_j^{(r)}) / \hat{N}) * (\sum_{i \in F} (w_i * C_i^{(r)}))}{\sum_{i \in F} (w_i * K_i^{(r)} * S_i^{(r)} * (\sum_{j=1}^{N_i} A_{i,j}^{(r)}) / N_i)} \right)$$

$\hat{K}^{(r)}$	モデル世帯の第 r 類 級地間較差指数	$K_i^{(r)}$	世帯 i の第 r 類 級地間較差指数	$C_i^{(r)}$	世帯 i の 第 r 類相当支出
$\hat{S}^{(r)}$	モデル世帯の第 r 類 世帯人員別較差指数	$S_i^{(r)}$	世帯 i の第 r 類 世帯人員別較差指数	w_i	世帯 i の 集計用乗率
$\hat{A}_j^{(r)}$	モデル世帯の第 j 世帯人員 の第 r 類年齢別較差指数	$A_{i,j}^{(r)}$	世帯 i の第 j 世帯人員の 第 r 類年齢別較差指数	F	夫婦子 1 人世帯における 基準検証に用いた集団
\hat{N}	モデル世帯の 世帯人員数	N_i	世帯 i の 世帯人員数		

(※ $r = 2$ のとき $\hat{A}_j^{(r)} = 1, A_{i,j}^{(r)} = 1$)

(各世帯類型の展開後の消費水準の算出の前提とするモデル世帯)

- ・ 夫婦子 1 人世帯 (勤労者) : 2 級地-1 30~39歳夫婦 子3~5歳
- ・ 高齢夫婦世帯 (65歳以上) : 2 級地-1 65~74歳夫婦
- ・ 高齢単身世帯 (65歳以上) : 2 級地-1 65~74歳
- ・ 高齢夫婦世帯 (75歳以上) : 2 級地-1 75歳以上夫婦
- ・ 高齢単身世帯 (75歳以上) : 2 級地-1 75歳以上
- ・ 若年単身世帯 (勤労者) : 2 級地-1 18~64歳

機械的に算出した展開後の消費水準（生活扶助相当）

	1級地－1	2級地－1	3級地－2
夫婦子1人世帯	14.68万円	13.96万円	13.10万円
夫婦子2人世帯	17.33万円	16.45万円	15.39万円
高齢夫婦世帯 (65～74歳)	12.11万円	11.52万円	10.83万円
高齢単身世帯 (65～74歳)	7.54万円	7.20万円	6.83万円
高齢夫婦世帯 (75歳以上)	10.48万円	10.01万円	9.48万円
高齢単身世帯 (75歳以上)	6.60万円	6.33万円	6.05万円
若年単身世帯 (18～64歳)	7.40万円	7.07万円	6.71万円

※ 各世帯類型の展開後の消費水準は、今回の方法により算出した消費較差指数に基づき、平成29年の検証作業における展開方法と同様の方法により算出。

※ 夫婦子1人世帯は、18～64歳の夫婦及び0～5歳の子1人による世帯。夫婦子2人世帯は、18～64歳の夫婦及び6～11歳・12～17歳の子2人による世帯。

(注) 上記は、2019年全国家計構造調査のデータを基に、一定の仮定の下で機械的に算出した消費水準であり、生活扶助の基準額ではない。
 実際の生活扶助基準は、上記の結果を含む検証結果のほか、社会経済情勢等を踏まえて、今後、予算編成過程において検討される。

機械的に算出した展開後の消費水準（生活扶助相当）
（級地区分を3区分とした場合）

	1級地	2級地	3級地
夫婦子1人世帯	14.57万円	14.01万円	13.38万円
夫婦子2人世帯	17.18万円	16.48万円	15.71万円
高齢夫婦世帯 (65～74歳)	12.05万円	11.59万円	11.08万円
高齢単身世帯 (65～74歳)	7.51万円	7.25万円	6.97万円
高齢夫婦世帯 (75歳以上)	10.36万円	10.00万円	9.61万円
高齢単身世帯 (75歳以上)	6.53万円	6.33万円	6.12万円
若年単身世帯 (18～64歳)	7.37万円	7.12万円	6.85万円

※ 各世帯類型の展開後の消費水準は、級地区分を3区分とした場合の消費較差指数に基づき、平成29年の検証作業における展開方法と同様の方法により算出。

※ 夫婦子1人世帯は、18～64歳の夫婦及び0～5歳の子1人による世帯。夫婦子2人世帯は、18～64歳の夫婦及び6～11歳・12～17歳の子2人による世帯。

（注）上記は、2019年全国家計構造調査のデータを基に、一定の仮定の下で機械的に算出した消費水準であり、生活扶助の基準額ではない。

また、級地区分のあり方についての方向性を示すものでもない。

実際の生活扶助基準は、上記の結果や前頁の結果を含む一連の検証結果のほか、社会経済情勢等を踏まえて、今後、予算編成過程において検討される。